

定期監査結果報告書

1 監査の期日 平成14年2月20日（水）

2 監査の対象 福祉部所掌事務全般

3 監査の方針

今回の監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成13年4月1日から平成13年11月30日までの間における福祉部の予算執行状況、使用料等の収納事務、支出負担行為、委託契約、前渡資金取扱状況、補助金交付等の財務管理をはじめ、施設、備品等の財産管理について、関係する法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

4 監査の要領

監査にあたっては、あらかじめ福祉部より関係資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

平成13年11月30日現在における歳入歳出予算の執行状況等について、関係資料に基づき説明を聴取し、内容を審査したところ、おおむね良好に処理され、適正に執行されていると認められた。

社会福祉課では、社会福祉事務、民生委員・児童委員活動、各種団体助成、慰霊祭開催、高齢化対策福祉基金積立、生活保護事務、生活保護援助等、児童福祉課では、児童福祉事務、児童健全育成、児童福祉施設措置、児童手当給付、公立保育所運営管理、公立保育所整備、高砂児童学園運営管理等、高年・障害福祉課では、身体障害者更生援護、知的障害者施設措置、障害者地域生活援護、在宅福祉、心身障害者（児）年金給付、特別障害者手当等給付、高齢者生きがい対策、高齢者福祉事務、在宅福祉等、介護保険課では、介護保険事務、介護保険料賦課徴収、介護認定調査事務、介護サービス給付等、地域改善対策課では、地域改善対策、隣保館運営管理、健康課では、保健衛生推進、母子保健、地域保健医療推進、予防接種、成人病対策、地域医療協力等と幅広い事業を実施している。

今後においても、各種事業の推進について、なお一層の努力を期待するものである。

なお、細部については、その都度指摘したところであるが、今後検討を加えられたい点も若干見受けられたので、以下、各項目について述べる。

(1) 予算執行状況について

平成13年11月30日現在の歳入歳出予算執行状況等について、資料により審査し、執行率の低いもの及び流・充用したものを中心に担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に執行されていた。

(2) 現金取扱事務について

前渡資金の取扱いについて審査した結果、おおむね適正に処理されているが、一部精算時期の遅れたものが見受けられたので、適正な執行を徹底されたい。

(3) 財産管理事務について

管理財産は、行政財産である所管の施設等の建物及び土地について、資料の提出を求め、平成13年度における増減の有無等を主に審査した結果、良好に管理されていた。

管理備品は、備品管理簿に基づき、平成13年度に取得及び廃棄したものを主に審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

(4) 契約事務について

主に委託事業について、執行状況に関する資料及び契約関係書類により審査し、その一部を抽出して、契約方法、業務内容等について担当者より説明を聴取した。

随意契約の見積徴取等の手続きにおいて一部不適正なものが見受けられたので、厳正な事務執行を徹底されたい。

なお、継続性のある年間契約については、年度当初に契約できるよう計画的な事務処理を図られたい。

(5) その他

- ・ 言語発達相談事業について、関係資料の提出を求め、事業概要、契約内容、経緯等について担当者より説明を聴取した。

要綱に定められた申請書の提出、申請者及び指定施設への通知等の手続きが適正に行われておらず、また当該委託契約において、社会福祉法人の代表者と契約されていなかったことは遺憾である。

今後においては、適正な事業実施、事務執行を図るよう強く要望する。

- ・ ハーモニー園に対する市有土地貸付について、関係資料の提出を求め、経緯等について担当者より説明を聴取した。

売買契約の交渉を進めているとのことであるが、既に平成13年6月30日をもって無償貸付の契約が満了しており、売買が成立するまでの間、当初契約に基づき、別途、賃貸契約を締結し、早期解決を図られるよう要望する。

- ・ 使用料、貸付金、保育料、保険料等について、収納状況に関する資料に基づき説明を聴取した。

滞納となっているものについては、正確な実態把握に努め、公平かつ適正に対処されるよう切望する。

- ・ 時間外時間数及び年次有給休暇取得状況について、資料に基づき説明を聴取したところ、一部恒常的な時間外勤務が認められた。

職員の健康面、事務執行の効率化に十分配慮し、時間外の縮減に努力されるよう要望する。